

国名: ラオス

	項目	内容
1)	EPAs/FTAs	<p>(1) 日本アセアン包括的経済連携協定(AJCEP) (2008年12月1日発効)</p> <p>(2) アセアン物品貿易協定(ATIGA) (2010年5月1日発効)</p> <p>(3) アセアン・中国自由貿易協定(ACFTA) (2004年1月1日発効)</p> <p>(4) アセアン・韓国自由貿易協定(AKFTA) (2009年10月1日発効)</p> <p>(5) アセアン・インド自由貿易協定(AIFTA) (2010年1月1日発効)</p> <p>(6) アセアン・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定(AANZFTA) (2010年3月12日発効)</p> <p>(7) アセアン・香港自由貿易協定(AHKFTA) (2019年6月11日発効)</p> <p>当局の情報源</p> <p>(1) 2010年4月22日付け貨物の輸出入の原産地に関する勅令(No. 228/PM)¹</p> <p>(2) Preferential No. 1197/MOIC)に基づく2022年9月8日付け首都・県の工業商業局への原産地証明書の発行・管理の権限付与に関する決定²</p> <p>(3) Preferential Scheme No. 0588/MOIC.DIMEXに基づく2021年7月12日付け原産地証明書に関するガイドライン³</p> <p>(4) 2018年12月12日付けラオスが加盟している自由貿易協定における特惠税率適用の必要書類に関するガイドライン(No. 07888/CD)⁴</p> <p>(5) 2016年2月26日付け電子原産地証明書の発行に関する決定(No. 0369/MOIC.DIMEX)⁵</p> <p>(6) 2020年8月28日付けアセアン貿易協定に基づく原産地証明書のオンライン又は ATIGA e-Form D を通じた実施に関する告示(No. 1428/PSO.DIMEX)⁶</p> <p>(7) 2016年2月6日付けラオスが加盟している国際貿易協定に基づく貨物の原産地及び特惠税率適用に関する指示(No. 03782/CD)⁷</p> <p>(8) 2020年8月6日付け登録システムを通じた貿易特惠に基づく輸出者による自己申告の原産地証明書に関する決定(No. 0725/MOIC.DIMEX)⁸</p> <p>(9) 2021年6月17日付け手数料及びサービスに関する国家主席令(No. 002/PO)</p>
2)	発給機関	<p>輸出の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商工省輸出入局 (Department of Import and Export, the Ministry of Industry and Commerce) ● 首都・県の工業商業局 (Division of Industry and Commerce) ● 特別経済ゾーン (Special Economic Zones) における投資局 (Investment Division) の ワンストップ・サービス事務所

¹ <https://www.laotradeportal.gov.la/index.php?r=site/display&id=331>

² <https://www.laotradeportal.gov.la/index.php?r=site/display&id=2557>

³ <https://www.laotradeportal.gov.la/index.php?r=site/display&id=2331>

⁴ <https://www.laotradeportal.gov.la/index.php?r=site/display&id=2071>

⁵ <https://www.laotradeportal.gov.la/index.php?r=site/display&id=994>

⁶ <https://www.laotradeportal.gov.la/index.php?r=site/display&id=2068>

⁷ <https://www.laotradeportal.gov.la/index.php?r=site/display&id=1318>

⁸ <https://www.laotradeportal.gov.la/index.php?r=site/display&id=2058>

		<ul style="list-style-type: none"> ラオス国立商工会議所又は首都立・県立の商工会議所 又は その他の商工省が特惠措置に基づく原産地証明書発行権限を付与したセクター⁹ <p>輸入の場合</p> <p>財務省の関税局が、ラオスへの輸入特惠関税に対応する原産地証明書の承認権限を有する唯一の機関¹⁰</p>															
3)	発給手数料	<p>原産地証明書の発給手数料は、輸出額に基づいて定められている。¹¹</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>輸出額 (USD)</th> <th>手数料 (LAK)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>≤10,000</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>10,001 - 30,000</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>30,001 - 60,000</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>>60,000</td> <td>100,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>原産地証明書の発給申請手数料は LAK 10,000 である。¹²</p>	No.	輸出額 (USD)	手数料 (LAK)	1	≤10,000	40,000	2	10,001 - 30,000	60,000	3	30,001 - 60,000	80,000	4	>60,000	100,000
No.	輸出額 (USD)	手数料 (LAK)															
1	≤10,000	40,000															
2	10,001 - 30,000	60,000															
3	30,001 - 60,000	80,000															
4	>60,000	100,000															
4)	必要書類／申請手順	<p>特惠関税措置上の原産地証明書は 3 種類。¹³</p> <ol style="list-style-type: none"> マニュアル原産地証明書 電子原産地証明書(e-CO) 自己証明 <p>マニュアル原産地証明書</p> <p>マニュアル原産地証明書の発給には、申請者は申請フォームを記入し、原産地証明書の発給当局へ提出する必要がある。</p> <p>原産地証明書の発給申請に必要な書類は次のとおり。¹⁴</p> <ol style="list-style-type: none"> 商工省輸出入局の標準申請フォーム 貨物適格確認書 (Confirmation of Product Eligibility (CPE)) の写し又は貨物の原産に関する証明書類の写し 輸出インボイス及びパッキングリスト 遡及発給の原産地証明書の場合、関税申告詳細フォーム (Customs Declaration Form) 及び貨物輸送の詳細に関する書類 <p>管轄当局は、漏れ無き申請書類の提出日より 2 営業日以内に審査を行い、原産地証明書を発給する。</p> <p>電子原産地証明書発給システム(e-CO)</p>															

⁹ 2021 年 7 月 12 日付けの特惠関税措置 (No. 0588/MOIC.DIMEX) に基づく原産地証明書に関するガイドライン第 II.1 項

¹⁰ 2018 年 12 月 12 日付けのラオスが加盟している自由貿易協定における特惠税率適用の必要書類に関するガイドライン (No. 07888/CD) 第 1 項

¹¹ 2021 年 6 月 17 日付けの手数料及びサービスに関する国家主席令 (No. 002/PO) 第 19 項

¹² 2021 年 6 月 17 日付けの手数料及びサービスに関する国家主席令 (No. 002/PO) 第 20 項

¹³ 2021 年 7 月 12 日付けの特惠関税措置 (No. 0588/MOIC.DIMEX) に基づく原産地証明書に関するガイドライン第 I.2 項

¹⁴ 2021 年 7 月 12 日付けの特惠関税措置 (No. 0588/MOIC.DIMEX) に基づく原産地証明書に関するガイドライン第 I.2.1 項

	<p>e-CO での申請者は、次の条件を充足する必要がある。¹⁵</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ラオス法上の製造者又は輸出者であること。 (2) 原産地証明書発給の規則及び手続きについて順守履歴が良好であること。 <p>e-CO 発給申請の利用登録には、www.ecolao.gov.laにて e-CO 管理事務所へ電子申請を行う必要がある。提出に必要な書類は次のとおり。¹⁶</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 記入済みの e-CO システム上の登録フォーム。 (2) 事業ライセンスの写し、年間関税納付証明書、署名・社印見本通知書、及び会社の年間輸出能力通知書。全書類 PDF ファイルで提出すること。 <p>e-CO で申請可能な申請者と認定された後、www.ecolao.gov.la を通じて e-CO 管理事務所へ 輸出の e-CO 発給申請関連書類を電子形式で提出することが可能となる。必要な書類は次のとおり。¹⁷</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 記入済みの e-CO システム上のフォーム。 (2) インボイス及びパッキングリストの写し、詳細の関税申告書、及び輸送証券(transport bill)。全書類 PDF ファイルで提出すること。 <p>システムから確認の電子メールが届いた後で、申請者は e-CO フォームを印刷・捺印し、フォームの原本を e-CO 発給当局に提出する。</p> <p>e-CO の発給手続きは次のとおり行われる。¹⁸</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請書の受理後、e-CO 発給機関は当該申請フォームを承認し、1 営業日以内に申請者に直ちに通知を行う。申請書に不正確な点がある場合、e-CO 発給機関は申請者に修正と再提出が必要であること通知する。 (2) 捺印済みの原本書類を受理後、e-CO 発給機関は 1 営業日以内に直ちに e-CO を発給する。 <p>登録輸出者システム(Registered Exporter System : REX)を通じた特恵関税措置上の自己証明</p> <p>各国の貿易特恵において、REX を通じた輸出者による原産地自己証明の手続きは次のとおり。¹⁹</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) EU ウェブサイトを通じて事前申請。 (2) 貨物原産地の自己証明権を請求。 (3) REX システム上で登録。
--	---

¹⁵ 2016年2月26日付けの電子原産地証明書の発行に関する決定(No.0369/MOIC.DIMEX)第4項

¹⁶ 2016年2月26日付けの電子原産地証明書の発行に関する決定(No.0369/MOIC.DIMEX)第6項

¹⁷ 2016年2月26日付けの電子原産地証明書の発行に関する決定(No.0369/MOIC.DIMEX)第7項

¹⁸ 2016年2月26日付けの電子原産地証明書の発行に関する決定(No.0369/MOIC.DIMEX)第8項

¹⁹ 2020年8月6日付けの登録システムを通じた貿易特恵に基づく輸出者による自己申告の原産地証明書に関する決定(No.0725/MOIC.DIMEX)第5項

		<p>貨物原産地の自己証明権を申請できるのは、次の要件を満たした者である。²⁰</p> <p>(1) 法令を順守した良好な輸出者であること。 (2) EU ウェブサイトを通じて事前申請を行っていること。 (3) REX システム上で登録を行っていること。</p> <p>原産地の自己証明を希望する輸出者は、商工省輸出入局に次の書類を提出する必要がある。²¹</p> <p>(1) 輸出入局が定めた申請書。 (2) 事前申請は https://ec.europa.eu/taxation_customs/registered-exportersystem_en をご参照。 (3) 貨物適格確認書 (CPE)</p> <p>商工省は、正確かつ漏れ無き書類を受理後、書類を確認し、自己証明権を有する輸出者である申請者に、REX を通じて、特惠輸出者として貨物原産地証明書を発給する。発給は、書類受理日から 2 営業日以内である。</p> <p>関連書類が不完全又はこれらに不正確な点がある場合、書類受領日から 2 営業日以内に、申請者は補正通知を受ける。</p> <p>原産地証明書を発給できない場合、商工省輸出入局は、書類受理日から 2 営業日以内に正式な書面で申請者に通知する必要がある。²²</p> <p>各輸出では、特惠輸出者として、REX を通じて貨物原産地を自己証明権を取得した輸出者は、紙媒体の原産地証明書(フォーム A)の代わりに、原産地証明書が使用される輸出先の国の関税減免申請のための貨物原産地申告書が必要である。²³</p>
5)	電子ファイル提出	可能。上記の電子原産地証明書発給システム(e-CO)の手続をご参照。
6)	遡及発給	可能。上記の手続をご参照。
	遡及発給原産地証明書の適用可能性	<p>適用可。</p> <p>ラオスへの輸入においては、遡及発給原産地証明書とは、貨物の輸出後に発給される原産地証明書のことである。事業上の理由で原産地証明書の取得前に貨物が輸出された場合、輸出者は当該貨物の原産国における現地規則の要件に従って原産地証明書の発給申請ができる。²⁴</p>

²⁰ 2020 年 8 月 6 日付けの登録システムを通じた貿易特惠に基づく輸出者による自己申告の原産地証明書に関する決定 (No. 0725/MOIC.DIMEX) 第 6 項

²¹ 2020 年 8 月 6 日付けの登録システムを通じた貿易特惠に基づく輸出者による自己申告の原産地証明書に関する決定 (No. 0725/MOIC.DIMEX) 第 7 項

²² 2020 年 8 月 6 日付けの登録システムを通じた貿易特惠に基づく輸出者による自己申告の原産地証明書に関する決定 (No. 0725/MOIC.DIMEX) 第 8 項

²³ 2020 年 8 月 6 日付けの登録システムを通じた貿易特惠に基づく輸出者による自己申告の原産地証明書に関する決定 (No. 0725/MOIC.DIMEX) 第 8 項

²⁴ 2016 年 2 月 6 日付のラオスが加盟している国際自由貿易協定における貨物原産地及び特惠税率適用の指示 (No. 03782/CD) 第 2.2.3 項

		詳細の関税申告書及び貨物輸送関連書類を管轄当局に提出する必要がある。 ²⁵
7)	再発給	<p>現行 FTA における原産地証明書の再発給は可能。</p> <p>また、忘失・破損の場合、各特惠関税措置における原産地証明書の申請者は、管轄当局に原産地証明書の写しを提出し、当該写しの真正証明が当該原産地証明書の再発給を申請することが可能。必要な書類は次のとおり。</p> <p>(1) 輸出入局の申請書 (2) 原産地証明書の写し (3) 会社又は工場が発行する、忘失・破損を証明する書類 (4) 原産地証明書の再発給申請の場合、原産地証明書の全ての情報</p> <p>管轄当局は、漏れ無き書類の受理日から、原産地証明書の写しの証明の場合は 1 営業日、再発給の場合は 2 営業日かかる。²⁶</p>
8)	第三国インボイス	<p>第三国インボイスは、貨物の製造者と販売者（輸出者）が異なる場合の原産地証明書に関連するものである。この場合、原産地証明書にはインボイス発行者の情報を含める必要がある。²⁷</p> <p>第三国インボイスは全ての FTA において使用可能。</p>
9)	連続する原産地証明書 (Back-to-back certificate of origin)	全ての FTA において、連続する原産地証明書の発給が可能。申請書には「Back-to-Back CO」欄にチェックを入れるべきである。
10)	非加工証明書	現行 FTA では非加工証明書の発給は不可能。
11)	累積必要書類	<p>各 FTA の CO フォームは次のとおり。²⁸</p> <p>AJCEP: フォーム AJ ATIGA: フォーム D ACFTA: フォーム E AANZFTA: フォーム AANZ AKFTA: フォーム AK AIFTA: フォーム AI AHKFTA: フォーム AHK</p>

調査日(確認日): 2023 年 3 月 21 日

²⁵ 2021 年 7 月 12 日付の特惠関税措置 (No. 0588/MOIC/DIMEX) に基づく原産地証明書に関するガイドライン第 1.2.1 項

²⁶ 2021 年 7 月 12 日付の特惠関税措置 (No. 0588/MOIC/DIMEX) に基づく原産地証明書に関するガイドライン第 2.5 項

²⁷ 2016 年 2 月 6 日付のラオスが加盟している国際自由貿易協定における貨物原産地及び特惠税率適用の指示 (No. 03782/CD) 第 2.2.1 項

²⁸ <https://www.laotradeportal.gov.la/index.php?r=site/display&id=483>